

徳としての正義

——アリストテレスの

正義論における対他性と平等性——

岩田圭一

はじめに

アリストテレスはソクラテスの哲学を受け継ぎ、よく生きること（*eu zén*）、幸福に生きることが正しく（*dikaios*）生きることと不可分の関係にあることをよく認識していた。実際アリストテレスは、幸福の内実を明らかにする自らの徳論において、「正義（*dikaiosumē*）」について他の諸々の徳よりも多くの紙数を費やして論じてくる。プラトンの初期対話篇『クリトン』に描かれるソクラテスは、「よく生きること」における「よく」が「正しく」に言い換えられる（『クリトン』48b8）という前提のもとで、正しく生きるべきであること、いかなるときも不正を行ってはならないことを自らの行動によって示した。すなわち彼は、

脱獄を勧めるクリトンに対し、脱獄は不正であるがゆえにその勧めを受け入れることはできないとし、獄中に留まつたのである。悪法に従つて刑死するソクラテスの「正義」は常人には理解しがたい。しかしソクラテスの「正義」が、法に従つうことの意味をわれわれに考えさせむ契機となることは疑いない。ソクラテスの教えに直接触れたプラトン

は「正義」を「善」とともに自らの哲学の中心課題としたし、またアリストテレスもその独自の正義論において、法に従つうことの意味を明らかにしようとした。もちろんアリストテレスの正義論の独自性は、法との関係で問題になる正義を論じた点ではなく、公共的なものの各人にへの配分や裁判沙汰における利害の調整などに際して問題になる公正としての正義を明らかにした点にある。したがつて、もアリストテレスの正義論の意義や特徴を明らかにしようと試みるのなら、公正としての正義について詳細に論じなければならないことは言うまでもない。しかしそうした試みに先立つて、ソクラテスもプラトンも関心を向けた正義、すなわち法との関係で問題になる正義を取り上げ、これについてアリストテレスがいかなる考え方をもつているかを見ておくことは、公正としての正義を考察するためにも有意義なことであると考えられる。そこで本稿ではまず、アリストテレスの正義論の出発点をなす『ニコマコス倫理学』第5巻第1章を取り上げ、その正義論の基本的な考え方を明らかにし（1）、さらに法との関係で問題になる正義がいかなるものであるかについて立ち入った考察を行う（2—3）。続いて第5巻第2章を取り上げ、公正としての正義が徳の部分とされることの意味を明らかにし（4）、さらに、公正としての正義の一つである配分的正義が論じられる第3章を取り上げ、その正義の意義を考えることにする（5）。

1 行為・性向・基体

正義の徳が他の徳と同じ仕方で徳であるといひ、「すなわち性向 (*hexis*) としての徳である」ということを暗に示している。具体的に言えば、人は正義の性向を身につけているから正しいことを行うことができる。また不正なことをする人は、不正の性向を身につけてしまっていることになる。アリストテレスはまず、こうした性向と行為 (*praxis*) の観点から正義の徳を明らかにしようとする。⁽¹⁾

性向とその発現としての行為との関係は、知識 (*epistêmê*) や能力 (*dunamis*) の場合との比較によって説明される。例えば医術という知識ないし能力の場合、その知識ないし能力が病人に対して行使されるとき、健康な人が結果として生じることが見込まれる。しかし医者はその気になれば、その病人の病状をさらに悪化させることもできるし、殺すこともある。この例は、知識ないし能力が、対立する二つの結果をもたらしうるものであることを示している。これに対しても、性向は、常に一つの結果しかもたらすことができない⁽²⁾。アリストテレスは健康という性向を例にとり、「健康〔といふ性向〕からは、反対の」と「健康な行為と不健康な行為の両方」は行われず、むしろ健康なことと「健康な行為のみが行われる」(EN El, 1129a15-16) と述べている。例えば健康という性向の持ち主が歩くときには、健康に歩くのであって、不健康に歩くことはない (al6-17)。不健康に歩くとすれば、その人は健康ではなく不健康という性向をもつていることになる。これを正義の場合にあてはめれば、正義という性向の持ち主は、正しく行為するのであって、不正に行はれることになるし、また不正に行はれる人は不正といふ性向の持ち主であることになる。

アリストテレスがこのような性向と行為の関係を持ち出したのは、正義という性向がいかなるものであるかを認識するためである。或る性向を認識する道筋は二つ考えられる。一つはその反対の性向から認識するという道筋であり、もう一つは性向の基体から認識するという道筋である (EN El, 1129a17-19)。アリストテレスは身体の良い状態を例にとって説明していく (al9-23)。身体の良い状態がいかなる状態であるかを認識するには、「一にはその反対の悪い状態を認識する」ことが考えられる。もう一つには良い状態にある身体を認識する」ことが考えられる。例えば身体の悪い状態が肉のゆるみであると認識されるなら、その反対の良い状態は肉の締まりであると認識される。また良い状態の身体を観察して肉が締まっている」と見て取る」とによっても、身体の良い状態が肉の締まりであることが認識される。「また認識すべき性向は正義であるが、これも同じように考えね」とがである。正義という性向を認識するには、その反対である不正という性向がいかなるものであるかを認識するか、あるいは正義といふ性向の持ち主である正しい人がいかなるものであるかを認識するかしなければならないのである。

ここでアリストテレスは「正義」と「不正」が多義的に用いられることに注意を向かへ (EN El, 1129a23-27)。そしてそれらの各用法が見分けにくいくらい (a27-28) と記述した上で、次のように述べている。

それでは、「不正な者 (*ho adikos*)」がどれだけ多くの仕方で語られるかを捉えることにしよう。確かに、法に反する者 (*ho ... paramomos*) と、取つ過あじ不公正な者 (*ho pleonektês kai amisos*) とが不正であると思われている。したがって明らかに、法に従つ者は *(ho ... nomimos)* と公正な者 (*ho isos*) が正しかりとなるだらう。やつやねむ、正しいる (*to ... dikaios*) 「正義」というのは法に従つる (*to nomimon*) が公正なこと (*to isom*) であり、不正なこと (*to adikon*) 「不正」が法に反する事 (*to paramon*) が不公正なこと (*to anison*) である。(EN El, 1129a31-b1)

「不正」が多義的であることを示している。まず、不正という性向の持ち主を指す「不正な者」に、「法に反する者」という意味と「取り過ぎで不公正な者」という意味があることが示される。これから明らかになるのは、先の第一の道筋により、法に反することと取り過ぎで不公正なことが不正だということである。そしてさらに、第一の道筋により、不正の反対の性向である正義が明らかになる。すなわち正義とは、法に従うことと公正なことだということになる。右の引用ではこれとまったく同じ順序で正義の認識が行われているわけではない。右の引用の場合、不正という性向の持ち主の認識から、その反対の性向すなわち正義という性向の持ち主の認識に進み、そこから正義という性向の認識が見出されている。しかしそれはささいな違いであり、原理的には性向、反対の性向、性向の基体という三つのものの相互関係によって認識が進められている。ともかくこのようにして、「正義」が二義的であること、すなわち「法に従うこと」と「公正なこと」という二つの意味をもつ語であることが明らかにされるのである。

2 法に従う」とも正しの正義

アリストテレスは「正義」の二義性を明らかにした後、狭義の正義、すなわち公正としての正義を明らかにするために、これに対立する不公正についての説明を行っている (EN E1, 1129b1-11)。しかしこれはさあたりの理解のための説明であり、本格的な説明は第5巻第3章以降で行われることになる。第1章における不公正についての説明は本稿の4で取り上げることとし、まずは、第1章において説明される広義の正義、すなわち法に従うこととしての正義について考察することにしたい。

正義とは法に従うことであると言わると、悪法に従うこととも正し、

「どなか」という疑問が生じることだろう。⁽⁴⁾ しかしアリストテレスは、どんな法であれ法に従う」とは常に正しくと言おうとしているのではない。「法に反する者は不正であり、法に従う者は正しいのであったから、法に従うすべてのことと「行為」(panta ta nomima) が或る意味で (pōs) 正しいことは明らかである」 (EN E1, 1129b11-12) とアリストテレスは述べている。いいで、「或る意味で」という限定がつけられていることに注意しなければならない。法に従う行為のすべてが或る意味で正しいといふことは、そうした行為が必ずしも正しいわけではない、つまり正しくない場合もありうるということを意味する。言うまでもない」とだが、法に従う行為が正しくないのは、その法が正しくない場合である。正しくない法に従う行為は正しくないのである。この「或る意味で」という言葉の付加によって、法に従う行為であってもその法が正しくなければその行為は正しくないという常識的な認識が保たれているのだと言ふことができる。ともかく、このことからわかるのは、正義とは法に従うことであると言われる際には、当該の法が正しい法であるとすればという前提が隠されているということである。⁽⁵⁾

では正しい法とはいかなるものなのか。アリストテレスは法に関して次のような説明を行っている。

法 (*nōmōi*) はあらゆることについて言明し⁽⁶⁾、すべての人々に共通な利益を目指すが、あるいは徳によつて (*kat̄ aretēn*)、ないしそのような何らかの他の仕方によつて権力をもつてゐる人々に共通な利益を目指す。⁽⁷⁾ したがつてわれわれは一つの意味においては、ボリス共同体に幸福 (*eudaimonia*) と幸福の諸部分をもたらす諸々のもの「行為」、そして「それらを」維持する諸々のもの「行為」を、正しこと謂ふのである。 (EN E1, 1129b14-19)

ここで法は、利益を目指すものと特徴づけられている。ポリス共同体のすべての人に共通な利益を目指す場合とが区別されているが、この区別は、正しい政治体制と逸脱した政治体制との区別を示しているものと考えられる。⁽⁸⁾ アリストテレスは『政治学』第3巻第7章において、支配者——これは政治体制によって一人か少数者か多数者かである——がすべての人に共通な利益を目指すならその政治体制は正しいが、支配者自身の私的利潤をを目指すならその政治体制は正しくないと述べている (*Pol.* Γ7, 1279a27-31)。正しい政治体制も正しくない政治体制も、それぞれの法に従って体制の維持が行われている。正しい政治体制が従っている法は、すべての人に共通な利益を目指し、すべての人が幸福に生きることをを目指しているが、正しくない政治体制が従っている法は、一部の権力者の私的利潤を目指し、一部の権力者が幸福に生きることを目指している。これらの法のどちらが正しいかと言えば、正しい政治体制が従っている法のほうが正しいことになるだろう。右の引用においてアリストテレスは、ポリス共同体に幸福あるいは幸福の諸部分をもたらすような、そしてそれらを維持するような行為が正しいと述べているが、これはもちろんポリス共同体の全体、すなわちポリス共同体のすべての人にとっての幸福を追求する」とが正しいことだという意味に解される。いうして、正しい法とは、正しい政治体制が従っている法であり、ポリス共同体のすべての人にとっての幸福を追求する法であることが明らかになる。

ここで幸福とは何なのかという根本的な問いが提起されるかもしれない。この問いには、ソクラテスが示したような有徳な生き方が幸福な生き方なのだと答えることができるだろう。この幸福観は『ニコマコス倫理学』第1巻において明示されており、アリストテレスの倫理学の基礎をなしている。いま取り上げている広義の正義に関する論述にも、その幸福観がはつきりと示されている。先の引用に続く箇所がまさにそれで

ある。

そして法 (*nomos*) は、勇敢な者がするような行い (*ta tou andreiou erga*) をするようにとか、武器を投げ捨てないようによつてか、逃げないよつてとか、武器を投げ捨てないようによつて命じ、また節制的な者がするような行い (*ta tou sôphronos*) をするよつてとか、例えは「他の人を」たたかぬよつてとか、ののしらぬよつて命じ、また穏和な者がするような行い (*ta tou praoi*) をするよつてとか、例えは「他の人を」たたかぬよつてとか、ののしらぬよつて命じる。そしてその他の徳と邪悪 (*mochthêria*) 「悪徳」に関しても同様で、「一方「有徳な行い」を命じ、他方「邪悪な行い」を禁じる。
(EN E1, 1129b19-24)

ここに示されているように、ポリス共同体のすべての人にとっての幸福を追求する法とは、徳を命じ、悪徳を禁じる法にほかならない。法がこのような性格のものであるのは、人間が悪に流される傾向にあるからである。『政治学』第1巻第2章のおわりに述べられているように、人間は法や裁判から離れて不正なものになると、その有能さのゆえに最悪のもの、最も危険で最も野蛮なものになってしまつ (*Pol.* A2, 1253a31-37)。われわれ人間はそのような最悪のものにならないために、法に従うポリス共同体を形成しているのである。しかし徳について配慮しないポリス共同体があるかもしれない。アリストテレスによれば、そのようなポリス共同体は眞の意味でのポリス共同体ではなく、言葉の上でそう呼ばれるにすぎない (*Γ9, 1280b6-8*)。言葉の上でポリス共同体が従つてゐる法は協定 (*sunkthêke*) にすぎず、人々を善い者にすることはできない (b10-12)。そのようなポリス共同体は単なる軍事同盟にすぎないのである (b8-10)。いうした見解も、ポリス共同体の人々が有徳になり

幸福になるのは法によってあるという考え方を示していると言えるだろう。

3 德の全体としての正義

アリストテレスは広義の正義を法に従うことと規定し、その法が德を命じ、悪徳を禁じることを明らかにしたところで、広義の正義は德の全体であるという考えを提示する。この考えは正義が個々の徳とは別格の徳であることを示しているが、アリストテレスはこのことを示すにあたって、それが他者と関係するものであることに着目する。しかし他者との関係は個々の徳についても見出しうるようと思われる。例えれば戦場で敵の陣地に取り残された戦友を救い出すという勇敢な行為には、救い出すべき戦友、恐怖心をもたらす敵たちといった他者との関係が見出される。他者との関係という点で広義の正義が他の個々の徳から区別されるとすれば、それは広義の正義の場合における「他者」が何らか特殊な意味をもつてているからであると考えられる。そこで、広義の正義において問題になる「他者」が何を指し、他者との関係といふことや何が意味されているのかを考える必要が出てくる。

アリストテレスは、法が德を命じ悪徳を禁じることを述べた先の引用箇所 (EN El, 1129b19-24) の後で、次のように述べている。

それゆえの「法に従うという意味での」正義は完全な徳 (*arete... teleia*) である。ただし端的な意味においてではなく、他者との関係において (*pros heteron*) そうである。そしてこのゆえに正義は諸々の徳のうちで最も優れた徳であるとしばしば考えられ、「宵の明星も明けの明星も」そのように「正義のようには」すれば「らしくはないと考えられている。またわれわれは」とわざや、「正

義のうちにはすべての徳がひとまとめにある」と詰つ。そしてそれが「正義」は、完全な徳の使用 (*tēs teleias aretēs chresis*) であるがゆえにとりわけ完全な徳である。それ「正義」は、これをもつている者が自分自身に関するだけでなく他者との関係においては德を使用することができるが、他者との関係における事柄においてはそれができないからである。(EN El, 1129b25-1130a1)

まず、広義の正義は「他者との関係において」「完全な徳」であり、このことのゆえに一般にそれは最も優れた徳と考えられていると説明されている。この最初の説明では、正義を最も優れた徳とみなす一般的な考えが、「他者との関係において」ある「完全な徳」としての正義というアリストテレス自身の見解によって理由づけられている。このアリストテレス自身の見解の意味を理解するには、最初の説明に続く説明を見なければならない。それによると、広義の正義は「完全な徳の使用であるがゆえにとりわけ完全な徳である」と言われている。この一文は理解しにくい。「完全な徳」は広義の正義を指すが、これを明示すると、広義の正義は完全な徳（広義の正義）の使用であるから完全な徳（広義の正義）であると言われることになる。アリストテレスは徳を性向とみなし、また性向とその使用（發揮）とを区別するのだが、この一文を見ると、その区別が存在しないかのように見える。⁽³⁾ この一文を理解するには、それを文字通りにとらないという方法が考えられる。この一文は舌足らずな言い方だったのであり、アリストテレス自身もそのことに気づいてすぐに言い直しているのだと考えるのである。⁽⁴⁾ この場合、アリストテレスがその一文によって示したかったことは、その次の文、すなわち広義の正義は「これをもつてている者が自分自身に関するだけでな

く他者との関係においても徳を使用しうるがゆえに完全である」という文によって示されていると考えることができる。広義の正義それ自身が完全な徳（広義の正義）の使用であるとは言われていない。その代わりに、正義をもつてている者（正しい者）への言及がなされ、正しい者がその性向としての徳を「自分自身に関してだけでなく他者との関係においても」使用（発揮）しうるがゆえに広義の正義は完全であると言われていた。ここにはいくつかの問題がある。まず、「正しい者がその性向としての徳を…」と言つたが、その「徳」とは広義の正義のことなのか、それとも広義の正義とは異なる個々の徳のことなのか。⁽¹⁾ もうにまた、徳を自分自身に関して使用するとか、他者との関係において使用するというのは、どういうことなのか。それからまた、他者との関係においても使用されうるといふことがなぜ、広義の正義が完全であるとの理由になるのか。まず第一の問い合わせから考えていくことにする。

アリストテレスの考え方によれば、正義と区別される限りの個々の徳は自分自身に関して使用されうる。例えは勇気について考えてみよう。先の戦場での戦友の救出の場合で言うと、救出を試みる勇敢な人は、戦友のために、戦友を死なせないために勇敢な行為に向かっているので、

その行為は、自分の命を顧みずに他者の命を救おうという利他的な行為とみなされうる。しかし同時にその行為は、彼がもつ勇気の徳から出した行為であり、彼自身の徳を発揮することによって彼自身が幸福に生きるために行為でもある。つまり彼の行為は完全に利他的なのではなく、自分の幸福のためという利己的な側面ももつてているのである。幸福に生きることを目的として有徳に生きるというアリストテレスの考え方には、このような一種の利己主義を見出すことができる。アリストテレスが右の引用において、「自分自身に関して」徳を使用するという言い方をしていたのは、まさにそのような意味においてであると考えられる。勇気や節制や穏和といった個々の徳は、突き詰めれば、それらの徳をもつ個々

の人の幸福のために、つまり「自分自身に関して」使用される。これに對して広義の正義は、自分自身に関して使用される。ここでの「自分自身に関して」が「他者との関係において」使用される。ここでの「自分自身に関して」が自分の幸福を目指す意味で言われていることから判断して、ここでの「他者との関係において」は自分以外の人の幸福を目指す意味で言われているのだと解することができる。しかしそれは助けるべき戦友一人の幸福を目指すという意味ではない。ここで、先の正しい法についての説明を思い起さなければならない。正しい法とは、ポリス共同体のすべての人にとっての幸福を追求する法であった。また広義の正義とは、そのような法に従うことであった。そうすると、広義の正義が他者の幸福を目指すものとみなされるとき、その他者とは、目の前にいる一人の人間のことではなく、その人間を含めたポリス共同体のすべての人のことであると考えられる。広義の正義が他者との関係においてあると言われていることの意味は、広義において正しい者は自分の幸福のためだけなく、ポリス共同体の全体の幸福のために自らの徳を使用しうるということなのだと考えられる。こうして、先に挙げた第一の問い合わせには答えが与えられたことになるだろう。⁽²⁾

では第一と第三の問い合わせはどうだろうか。アリストテレスは先の引用箇所 (EN El, 1129b25-1130a1) の後で、正義が他者との関係においてあるものである」とから、「諸々の徳のうちでただ正義だけが他者の善 (*allotriion agathon*) でもあるように思われる」(1130a3-4) と述べ、さらに他者との関係において徳を使用することが難しいこと (a8) に言及した上で、次のように述べている。

それゆえ、いの「広義の」正義は徳の部分 (*meros aretēs*) ではなく徳の全体 (*holē aretē*) であり、反対の不正は悪徳の部分 (*meros kakias*) ではなく悪徳の全体 (*holē kakia*) である。そして徳とい

の正義とがどのように異なっているかは、すでに述べられたことから明らかである。というのもそれ「徳」は「正義と」同じものであるが、「徳で」ある」と (*to ... einai*) 「徳の本質」は「正義の本質と」同じものではない。むしろそれ「徳」は、他者との関係においてある限りでは正義であるが、端的にそのような性向である限りにおいては徳なのである。(EN El, 1130a8-13)

この箇所で行われている説明によって、先の第一と第三の問いに答えられるようになる。第一の問いは、広義において正しい者が「他者との関係においても徳を使用しよう」と言われる際の「徳」とは、広義の正義のことなのか、それとも個々の徳のことなのか、というものであった。そして第三の問いは、他者との関係においても使用されうるということがなぜ、広義の正義が完全であることの理由になるのか、というものであつた。これらに答えるに際して鍵になるのは、右の引用における最後の文である。徳は、他者との関係においてある限りでは正義であるが、端的にそのような性向である限りにおいては徳であると言われている。具体的に考えてみよう。例えば勇気という徳は、単純に自分に幸福な生をもたらしてくれる性向である限りにおいては勇気という個別的な徳であるが、ポリス共同体のすべての人の幸福を目指して使用されうる性向である限りにおいては正義なのである。勇気という徳は勇敢な者の性向として存在するが、勇敢な者には二種類あって、一方の勇敢な者は自らの幸福のためにしかその勇気を使用できないのに対してもう一方の勇敢な者はポリス共同体のすべての人の幸福のためにその勇気を使用する準備ができている。後者の勇敢な者が、勇敢な者であると同時に、広義において正しい者なのである。一般的に言えば、勇気だけでなく節制や穏和など個々の徳のすべてについて、ポリス共同体の幸福のためにそれらを使用する準備ができるいる者が、広義の正義を自らの性向として身

につけているものであると考えられる。このように考えると、広義の正義は個々の徳を一定の方向、すなわちポリス共同体の幸福へと向ける別格の徳であり、いわば個々の徳の上に立つものであることがわかるだろう。そのような意味で広義の正義は個々の徳のすべてを覆っているので、徳の全体とみなされるのである。ここで第三の問いに答えることができるのである。他者との関係においてある広義の正義は、個々の徳のすべてをポリス共同体の幸福へと向ける統制的な役割を果たし、その意味で徳の全体とみなされているのだが、これが広義の正義の完全さの説明になってしまふと言えるだろう。広義の正義は、これをもつ人の幸福だけでなくポリス共同体の全体の幸福を目指すのであり、この全体の幸福という視点のゆえに「完全な徳」という称号を与えられるのである。ここまで見てくると、第一の問い合わせることはもはや難しいことではないだろう。広義において正しい者が「他者との関係においても徳を使用しよう」と言われる際の「徳」は個々の徳であるが⁽¹³⁾、他者との関係において使用されうる限りにおいては同時に広義の正義でもあるのである。広義の正義は徳の全体であり、その部分として個々の徳があるので、そのように説明することができるるのである。

こうして、広義の正義がどのような意味で徳の全体とみなされているかが明らかになるのだが、広義の正義の説明においていわゆる中庸学説への言及がない点が気になることだろう。第5巻第1章のはじめに、正義がどのような中庸であるかという問い合わせへの言及があつたのだから、広義の正義がどのような中庸なのかと問いたくなる。しかしいま明らかにした広義の正義の性格を見れば、そのような問い合わせをする必要がないことがわかるだろう。広義の正義はポリス共同体の全体の幸福を視野に入れるときに現出するのであり、広義の正義の実質はあくまでも個々の徳にある。個々の徳を実質とする広義の正義はそれ 자체としては中庸学説の適用を受けないが、実質においてはすでに中庸学説を前提したものであ

ると語るだろう。それゆえに広義の正義の説明では中庸学説の適用が話題にわれないのだと考へることができるのである。

4 德の部分としての正義

さて、本稿のはじめでも触れたように、アリストテレスの正義論の独自性は狭義の正義を明らかにしたことにある。広義の正義とは区別されるべき狭義の正義があることは「正義」の多義性の提示において示されていたが、アリストテレスはその提示に続けて狭義の不正について説明する」とによつて狭義の正義を理解せよといつた。これは本稿の2のはじめで棚上げにした箇所(EN E1, 1129b1-11)である。まずはこの箇所から見ていくことにしたい。

多義性の提示において狭義の不正は「不公正ないしむ (*to anisoni*)」と規定されていたが、これは「不公平」とか「不平等」と言い換えてよい。アリストテレスは不公正といたり性向をもつて居る者がいかなるものであるかを説明する」といふべし、不公正としての不正を理解せよといつする。その説明において不公正な者は、「取り過あらむ者 (*pleonektēs*)」(EN E1, 1129b1-2) と語られる。取り過ぎぬと言わねば、何を取り過あらむのかと問われるだらう。アリストテレスは取り過あらむ対象を「諸々の善いもの (*tagatha*)’、ただしあらゆる善いものではなく、好運 (*eutuchia*) と悪運 (*atuchia*) が関係してゐる限りの諸々の善いもの」¹⁵⁾説明していふ(b2-3)。」」のような善いものとは、『政治学』第7巻第1章において、「外的な諸々の善いもの (*ta exōterika agatha*)」(Pol. H1, 1323b24-25)、「魂の外にある諸々の善いもの (*ta ... ekto agatha tēs psuchēs*)」(b27-28) と語られる。具體的には名譽 (*timē*) や財産 (*chremata*) や安全 (*sôteria*) のいふど

数には限りがあるために、その官職を得ようとする候補者はくじを引かなければならぬかもしない。くじ引きの結果はまさに運次第である。また運よく名譽ある官職を得たとしても、運悪く政治闘争に巻き込まれ、辞任に追い込まれるかもしない。こうした運不運に左右されるような善いものに関して取り過ぎが生じうるのである。これらの善いものは「常に端的な意味において「それ自体において」善い (*haplōs aei agathia*)」ゆゑのとされるが、人によってはそれらを得ることで逆に不幸にならぬ」ともありうる(EN, 1129b3-4)¹⁶⁾。例えば富はそれ自体においては善いものであるが、富のゆゑに身を滅ぼす人もいる(A3, 1094b18-19)。ここでアリストテレスは、それらの善いものをただ求めるのではなく、それらが自分自身について善いものであるようにと願いつつそれらを選び取る必要性があることを説くのである(EN, 1129b5-6)¹⁷⁾。ところで取り過ぎる対象は必ずしも善いものとは限らない。取り過ぎる対象は「善いもの」と語られたが、悪いものに関するても「善いもの」と言われる場合がある。悪がより少ないものは、悪がより多いものに比べて善いものであると語れる(b8-9)。なぜならわれわれは、悪がより少ないものばかりを求めるからである。そうすると、取る対象が悪いものである場合、その悪いものをやがてだけ取らなければ得であり、それをより多く取ぬ」とは損であるとなる。この場合に不公正な者と言われるのは、よつ少なく取る者、であるだけ取らない者である。つまり、悪いものが対象である場合には、不公正な者は、その悪いものを本来取るべき量よりも少なく取る者なのである(b6-8)。そうすると、不公正な者を取り過ぎる者とみなした最初の規定は不十分であったことになる。そこでアリストテレスは、狭義の不正をもつて居る者を説明する語として、「取り過ぎる者」よりも「不公正な者」のほうがよいと考えるのである。しかし「不公正な者」を理解せらるのに都合がよいのはやはり「取り過ぎる者」という説明である。したがつておあたり、基本的には取り過

¹⁵⁾ (EN E2, 1130b2) 例えば名譽ある官職について語つて、官職の

¹⁶⁾ (EN E2, 1130b2) 例えは名譽ある官職について語つて、官職の

人が不公正であるが、場合によっては取るのが不足することが不公正であることがあるのだと理解しておけばよいだろう。

第5巻第1章ではこのように「不公正な者」の意味が問題にされたのであるが、第2章に入ると、狭義の正義ないし不正が他の個々の徳ないし悪徳と同列の徳ないし悪徳であることが明らかにされる。先に見たように広義の正義は徳の全体とみなされたが、狭義の正義は勇気や節制などと同様に徳の部分とみなされる。徳ないし悪徳の部分としての正義ないし不正が存在することの証拠を、アリストテレスは次のように述べている。

〔徳ないし悪徳の部分としての正義ないし不正が〕存在するという証拠 (*sêmeion*) はこうである。すなわち、他の諸々の邪悪〔悪徳の部分としての個々の悪徳〕に従って活動している者が、不正を行 *i (adikēi)* ながらも、まったく取り過ぎていない (*pheonektei d' ouden*) ということがある。例えば臆病のゆえに橋を投げ捨てる者、氣難しさのゆえに悪態をつく者、けちのゆえにお金で助けない者がそうである。しかし人が取り過ぎるときにはしばしば、「彼の行為は」そうした諸々の邪悪のどれにも従つておらず、もちろんまた「そうした」邪悪のすべてに従つているのでもない。しかし「彼の行為は」ともかく或る悪さに従つている（といふのもわれわれは「彼を」非難するから）、すなわち不正〔悪徳の部分としての不正〕に従つてゐるのである。（EN E2, 1130a16-22）

しかし不公正はなぜ、法に反する」と同様に「不正」と呼ばれるのか。法に反することも不公正もともに「不正」と呼ばれることに関するアリストテレスは、「じからむその適用範囲 (*dynamis*) を他者との関係における」といふ (*en tēi pros heteron*) もいふ。⁽¹⁸⁾（EN E2, 1130b1-2）と説明している。広義の正義ないし不正を特徴づける「他者との関係において」は、ポリス共同体の全体の幸福ないし不幸が視野に入っていることを示していると考えられる。アリストテレスは広義の不正の定義と狭義の不正の定義が「同じ類のうちにある」（1130a33-b1）ことを説明するために他者との関係に言及しているので、いひで問題にされる

25 体の人々の幸福を損なうものであり、ポリス共同体の全体に不幸をもたらすものであるとも言える。法が悪徳を禁じているのもそのためである。

「他者との関係において」の意味が広義の不正と狭義の不正とで異なるとは考えにくい。そうすると狭義の不正もまた、ポリス共同体の全体の幸福を損なうものと理解されるだろう。不公正と法に反することはこのように類においては同様に説明できるが、もちろん種においては異なる説明を受ける。種差に相当すると考えられる説明は以下のとおりである。「一方の〔悪徳の部分としての〕不正は、名誉や財産や安全に、あるいはこれらすべてを或る一つの名前で包括することができるなら〔その名前で包括されるもの〕に關係し、その利得からの快樂のゆえに (*di'hēdonēn tēn apo tou kerdous*) ある。他方の〔悪徳の全体としての〕不正是、優れた者 (*ho spoudaios*) が關係する限りのあらゆることに關係してゐる」(b2-5)。不公正は名誉や財産や安全などを取り過ぎる性向として理解することができる。取り過ぎる性向も諸々の悪徳もいじでは、ポリス共同体の全体の幸福を損なう限りのものとして提示されており、まさにその限りでじからむ「不正」という一つの名で呼ばれるのである。

5 配分的正義

アリストテレスは第5巻第2章の末尾で狭義の正義が二種類ある」といふ言及している。一つは、「名譽の、あるいは財産の、あるいは国制を共有する人々に分けられうる限りの他のものとの諸々の配分における (*to en tais diamōmai*)」、すなわち配分的正義であり、もう一つは、「係わり合いにおける矯正的なもの (*to en tois sunallagmasi diorhōtikōn*)」、すなわち矯正的正義である。前者は第3章において、後者は第4章において論じられる。ここでは配分的正義を取り上げ、正義の概念における平等性の意味を考えることにしたい。

アリストテレスは配分的正義を説明するにあたって、他の個々の徳の

説明に用いた中庸学説を援用する。他の個々の徳の場合、例えば勇氣といふ徳は、無謀な性向（過度）と臆病な性向（不足）との中間であると説明された。しかし公正という徳をそれと同じように説明することは難しい。というのも公正は、取り過ぎる性向と取るのが足りない性向との中間であるとは言えないからである。公正に対する悪徳である不公正は、すでに見たように、取り過ぎる性向であって、取るのが足りない性向ではない。つまり公正は、両極をなす悪徳の中間としては示されないのである。そこでアリストテレスは公正としての正義に中庸学説を適用するに際して、他の個々の徳に対するとは異なる仕方をとることになる。それによると、配分的正義には四つの項が必要だという。配分に関する当事者一人と、彼らのそれぞれに配分される取り分のそれぞれとがそうである (EN E3, 1131b3-5)。配分における正しい」とは、「中間である限りにおいて、或るものじも（すなわちより多くのものとより少ないものの）の〔中間〕であり、また等しい」とある限りにおいて、二人の間の〔等しい」とは、「中間」であり、また正しい」とある限りにおいて、或る人々にとって「正しい」とである」(1131a16-18) のでなければならない。配分されるものが、これを受け取る当事者一人に、より多くでもより少なくでもない中間のものとして与えられるなら、そこに配分における正しいことが成立しているのである。例えば当事者一人が何らかの仕事をし、一方が他方より多く働いた場合、彼らの雇い主はより多く働いたほうに相応の多さの賃金を払い、より少なく働いたほうには相応に少ない賃金を払うことが正しいと考えられる。⁽¹⁹⁾ より多く働いた人とより少なく働いた人とは等しくないのであり、それゆえ、彼らに配分される賃金も等しくないのである。もしその場合にまったく等しい賃金が払われたとしたら、より多く働いた人は不平を詫うことだろう。このような配分は「価値に従って (*kat' axian*)」(a24) の配分と言うことができる。この場合、雇い主は仕事の量に価値を置いており、その価値

に従って賃金を配分するからである。アリストテレスは配分的正義において名譽や財産や安全などの配分を考えているが、これらはポリス共同体が市民に配分するものであると考えられる。⁽²⁹⁾ 市民の価値に従ってそれを配分すると言つても、その価値はポリス共同体の政治体制によって異なる。民主制が支持され得るポリスでは自由が価値であり (a27-28)，例えば名譽ある官職の配分に際して、市民は自由であるところ点で平等であるので、自由な市民には等しくその官職につく機会が配分されるに至る。或る形態の寡頭制が支持されているポリスでは富が価値であり (a28)，富のある者のほうが貧しい者よりも官職につく機会を多く配分されるに至る。また他の形態の寡頭制が支持されている

ポリスでは生まれの良さが価値であり (a28)，生まれの良い者のほうが生まれの良くない者よりもその機会を多く配分されるに至る。さらにまた貴族制が支持されてくるポリスでは徳が価値であり (a28-29)，有徳な者のほうが悪徳な者よりもその機会を多く配分されるに至る。このようにアリストテレスは、何が価値とされるかによって配分の仕方は異なってくるという見解をとるのである。

配分的正義に関するいうした見方は、公正としての正義が四つの項の間に成立する或る種の関係であることを示している。配分的正義は「比例関係」である (*EN E3, 1131a29*)、比例関係 (*analogia*) は四つの項における「割合の等しさ」 (*isotēs ... logon*) を意味する (a31-32)。これにてアリストテレスは次のように説明している。

そして正しきとも「比例関係と同様」、少なくとも四つの項における有産者 α における財産の割合が $2:1$ で、配分される名譽ある官職 γ と官職 β もその名譽の割合が $2:1$ になつてゐたとした場合、有産者 α と有産者 β の両者に等しい官職 γ ないし官職 β が与えられたとしたが、官職 γ ないし官職 β をもつてによる名譽は、有産者 α にとってはより少ないもの、有産者 β にとってはより多くのものということになるだろ

に対してあるのと同じ関係で項 γ が項 β に対しても、また項を入れ替えると、項 α が項 γ に対してあるのと同じ関係で項 β が項 α に對してある」となるだろう。したがつて、全体「 $\alpha+\gamma$ 」が全体「 $\alpha+\beta$ 」に對してある関係も「同じである」となる。「全体は」まさにその配分「 γ を α に配分し β を γ に配分する」との配分」が組み合わせるといふのも (*hoper hē nomē sundazei*) であり、そもそも「 $\alpha+\beta$ 、 $\alpha+\gamma$ がそれぞれ」のよう β と一緒にされるとしても「 $\alpha+\beta$ 、 $\alpha+\gamma$ がそれぞれ」のよう β と一緒にされるなる、「その配分は全体を」正しく組み合わせるに至る。*(EN E3, 1131b3-9)*

富に価値が置かれている政治体制の場合で考えてみよう。有産者 α と有産者 β における財産の割合が $2:1$ であるとする、彼らに配分される名譽ある官職 γ と官職 β もその名譽の割合が $2:1$ となるように配分されなければならない。この場合、「 $\alpha:\beta=\gamma:\delta=2:1$ 」となつており、この割合の等しさが配分的正義とされるのである。また比の性質から、「 $\alpha:\gamma=\beta:\delta$ 」となるべく、および「 $\alpha+\gamma:\beta+\delta=\alpha:\beta=\gamma:\delta=2:1$ 」となることは明らかである。このよくな比例関係⁽²⁾が配分的正義とされるのである。このした比例関係が成り立たないような配分が行われるときは、「比例関係にある」と反する」と (*to para to analogon*) (*EN E3, 1131b11*) としての不公正がそこに生じてこゝに至る。

いじで中庸学説の適用についてもう少し詳しく述べてみよう。有産者 α と有産者 β における財産の割合が $2:1$ で、配分される名譽ある官職 γ と官職 β もその名譽の割合が $2:1$ になつてゐたとした場合、有産者 α と有産者 β の両者に等しい官職 γ ないし官職 β が与えられたとしたが、官職 γ ないし官職 β をもつてによる名譽は、有産者 α にとってはより少ないもの、有産者 β にとってはより多くのものということになるだろ

う。また官職 δ の1.5倍の名譽をもつ官職 ε があるとして、有産者 α には官職 ε が、有産者 β には官職 δ が与えられたとした場合も、有産者 α はより少ないものを、有産者 β はより多くのものを与えられたことになるだろう。これらの場合、有産者 α が、不公平だと感じることだろう。あるいは官職 γ の4分の1の名譽をもつ官職 ζ があるとして、有産者 α には官職 γ が、有産者 β には官職 ζ が与えられたとしたら、有産者 α はより多くのものを、有産者 β はより少ないものを与えられたことになるだろう。この場合、有産者 β が、不公平だと感じることだろう。このように、より少ないものやより多くのものが配分された場合、より少ないものを配分されたほうに不公平感が生じる。そしてそこに不公正としての不正が生じるのである。これに対して、配分されるものが当事者双方にとって、より多くも少なくもない場合には、そこに公正としての正義が生じている。より多くも少なくもないものはまさに中間であり、それゆえに公正としての正義は中間とみなされるのである。これは他の徳に適用される中庸学説とは明らかに異なる。公正としての正義について言われる「中間」は、両極をなす二つの悪い性向の中間ではなく、配分される二つのものが当事者二人にとって「より多くのもの」でも「より少ないもの」でもない、これらの中間だというのである。この場合の「中間」は、公正に配分されたものそのものを指すというよりは、むしろその配分における比例関係を指すと考えられる。公正としての正義が中間であると言われるのは、それが中間の性向だという意味ではなく、四つの項が比例関係にあるという意味なのである。⁽²²⁾

おわりに

以上によって、正義は性向であること、広狭どちらの正義も対他性の点において他の個々の徳から区別されること、また広義の正義が正しい

法との関係で説明され、徳の全体とみなされるのに対し、狭義の正義は他の個々の徳と並ぶ部分としての徳であるということ、さらに狭義の正義の一つである配分的正義は関係各項の間に成立する比例関係であるということが明らかになった。アリストテレス以前は明確に把握されていなかつた配分的正義の存在が明るみに出されたことは、それ自体としても意味のあることであるが、その意義をあえて語るとするなら、次のように言うことができるだろう。すなわち、アリストテレスにおける配分的正義は、何らかのものに価値を置くどんな政治体制もその体制を維持していくためには従わざるをえないような普遍的な原理であるという点において、特定の価値観をもつどんな正義論も認めざるをえないような意義をもっているのである、と。自由に価値を置き、自由な市民はみな平等であるという前提をとる場合は、市民に対する数量的に均等な配分が行われるべきである。またアリストテレスは述べていながら――あるいは徳に価値を置く立場に近いかかもしれないが――、人の能力や才能に価値を置き、さまざま能力や才能をもった人がいるという意味で市民は不平等であるという前提をとるなら、それぞれの能力に応じて、数量的には不均等であるような配分が行われるべきであることになる。この前提においては、それぞれの能力に応じてしかるべき配分が行われているなら――関係各項に比例関係が成り立っているなら――その数量的不均等は平等を意味する。この考え方は適材適所の発想につながるものであり、現代的意義をもっていると言ふこともできるだろう。しかしアリストテレス自身は、現代の国家とは異なるボリス共同体における公共的なものの配分を念頭に置いていたのであって、その考え方を単純に適材適所の発想とみなすことはできない。現代的な問題意識は必要ではあるが、アリストテレスの正義論を正しく理解するには、やはりその当時の社会状況を考慮に入れた上でテクストにあたるのでなければならない。その意味でも、本稿で取り上げなかつた残り二つの公正としての正義、すな

わち矯正的正義と交換的正義について、今後論じていかなければならぬ。われによつてアリストテレスの正義論の全体像が把握され、その現代的意義を考察するのも可能となるだらう。

注

- (1) 性向としての正義と不正についてはアリストテレスは次のよへに述べる。「われわれの見るといふやうな性向の人が正義と謂ねられる」と。さればこれによって人々が諸々の正しきとを行ふ者 (*praktikoi tōn dikaiōn*) がなる。ゆうな性向、すなわちわれによつて人々が正しきとを行ひ属するが、反対の性向 [対立する性向の一方] は反対のものゆゑ [対立する行為の両方] に属せぬことに思われる」 (EN E1, 1129a6-10)。
- (2) われによつてコストレスは、「同一の能力や知識は反対のものより多く属するが、反対の性向 [対立する性向の一方] は反対のものゆゑ [対立する行為の両方] に属せぬことに思われる」 (EN E1, 1129a13-15) と述べる。
- (3) *áimōs* は文字通りには「等しくない者」という意味であるが、本来の取扱い分より余計に取る不正な者を謂い表すには、「不公正な者」とか「不公平な者」という訛語のほうがよいたまう。その反対の *íisos* はとも同様に「公正な者」「公平な者」としたまうがよいだらう。
- (4) プトヘの『クリュン』には、悪法であつても法に従うことが正義であるところ考へがあるよう見れる。しかつて「描かれるソクラitusの真意が何であったのかにつけば、注意深く検討する必要があるだらう。
- (5) われによつてせ、Ursula Wolf, *Aristoteles' Nikomachische Ethik*, Wissenschaftliche Buchgesellschaft, Darmstadt, 2002, S. 98 を参照。
- (6) 成文法による、特に共同体におけるおもきらいなどを規定された法律を意味する。「法」 ある語は成文法だひだねー慣習をも意味した。Cf. Terence Irwin, Aristotle, *Nicomachean Ethics, Translated, with Introduction, Notes, and Glossary*, Hackett Publishing Company, Indianapolis, 1999 (Second Edition), p.337, Wolf (2002) S. 93. トニルトウスリード、*Nicomachean Ethics: An Introduction*, Cambridge University Press, Cambridge, 2005, pp.183, 202-203 せんの他邦文「家族や友人、知人に対する規範」の意味を含む「法」 ある語を使つてこゝで用いておる。
- (7) 1129b15-16 せ Henry Jackson, *Peri Dikaiosunes, The Fifth Book of the Nicomachean Ethics of Aristotle*, Cambridge University Press,

Cambridge, 1879, p.69 と從つて、'étois aristois' を罷除すれば「I. Bywater, *Aristoteles Ethica Nicomachea*, Oxford University Press, Oxford, 1894 が削除し、'kat' aretēni' の翻訳せよと読む。

(8) Cf. Irwin (1999) p.228.

(9) われによつては Jackson (1879) p.70 も同様の疑問を提示してこねが、その疑問に対する明確な答へは缺けてゐる。第5巻第2章にも、広義の正義はわれの使用であるむづかしい方が見られる。それは狭義の正義のほうに関心がある」とが示される文脈において、次のようにして述べられている。「徳の全体のほうに置かれている正義と〔悪徳の全体のほうに置かれている〕不正——前者は徳の全体の、他者に対する使用 (*chrēsis pros allon*) であつて、後者は悪徳の〔全体の〕、〔他者に対する〕使用である——は、われに置く」むづかしい (EN E2, 1130b18-20)。

(10) 注 (9) に示したように、アリストテレスが広義の正義をその使用とみなす箇所は一つではないことから、広義の正義に関しては性向とその使用 (発揮) との区別が度外視されるのだという解釈を提出するのも可能かもしれない。しかし注 (9) に示した引用箇所に関して、「他者に対する使用」という言い回しは、広義の正義が他者に対して使用される性向であることを示そうとするもので、いわば圧縮された言い回しであると考へるのも不可能ではないだらう。

(11) 問題になつてゐるのは、「われ〔正義〕は、われをもつくる者が自分自身に關してだけでなく他者との關係においても徳を使用しつゝ (*dunatī tēi aretēi chreisthai*) がゆえに完全である」と言はれてゐる部分である。われで「徳」は定冠詞つきの単数で表されており、この引用部分に先立つ文中における「完全な徳」を指してゐるとも解しう。

(12) 広義の正義を特徴づける「他者との關係」を、いじりに示したように米リス共同体との關係として説明する。しかしながら多くの解釈者によつて行われてゐる W. F. R. Hardie, *Aristotle's Ethical Theory*, Clarendon Press, Oxford, 1968, p.186 は、或る行為が広義において不正であると謂う際にわれわれは、その行為が倫理的欠点を示してゐるからといつてだらう。その行為が市民に対する罪であつて、その行為が公共的、政治的な行為が市民に対する罪であつて、その行為が公共的、政治的な行為であることを明かにしている。また Michael Pakaluk, *Aristotle's Nicomachean Ethics: An Introduction*, Cambridge University Press, Cambridge, 2005, pp.183, 202-203 せんの他邦文「家族や友人、知人に対する規範」の意味を含む「法」 ある語を使つてこゝで用いておる。

ヒコト「最初は見知らぬ人々」ヒコト「同じギリス共同体にいる人々」
ヒコト「説明してこな。

(13) 注(11)において、「徳を使用する」における「徳」(定冠詞つきの単数
ヒコト「表われてこな)が「完全な徳」を指してこなとも解してこな)ヒコトに触れたが、
内容から判断して、ヒコトのよなには解せなこ)ヒコトが明らかにななのである。
「完全な徳」は広義の正義を指し、「徳を使用する」における「徳」は個々
の徳を指してこな理解すくわだい。Aristoteles, *Nikomachische Ethik*,
übersetzt und herausgegeben von Ursula Wolf, Rowohlt, Reinbek bei
Hamburg, 2006, S. 162 せ、「完全な徳」や 'volkommene Charakterliche Gutheit' ヒコト、
Charakters' おなこせ 'vollkommene charakterliche Gutheit' ヒコト、「
「徳を使用する」における「徳」のせばせ、原語は单数であるが、それが
個々の徳を指す)ヒコトがわかるもあな「Tugenden」ヒコト「Gutheit」
ヒコト 'Tugend' ヒコトの訳し分けにヒコトは注で説明してある(S. 368)。

(14) ハコベントンベゼーの全体と部分の関係について第5巻第2章で次のように
説明してこな。「不公正ないしヒコト法に反する」ととは同じではなく、全体
に対する部分のよなに異なつてこな(ヒコトのも不公正ないしヒコトはすぐ法に
反する)ヒコトあるが、法に反する)ヒコトが不公正であるわけではない
か)のであるから、「不公正ないしヒコト」不公正ないしヒコトも不正もそれら
「法に反する」ヒコトの不正ないしヒコト「不正」ヒコトではなく、異なる
ヒコト。一方のものヒコト「不公正ないしヒコトの不正ないしヒコト」は
部分としてあり、他方のものヒコト「法に反する」ヒコトの不正ないしヒコト「不正」
ヒコトは全体としてあるのである。ヒコトのもその「不公正としての」不
正は全体としての不正の部分であり、そして同様にまた「公正としての」正
義は「全体としての」正義「の部分」であるだから」(EN E2, 1130b10-
16)。

(15) ヒコトの箇所は次のよなに述べてこな。「ヒコトしゃうしてば「好運ヒコト悪運
が関係している限りの善いものをただ希こ、追ご求めでは」なども、むしろ
端的な意味での諸々の善いもの(*ta haplōs agatha*)「好運ヒコト悪運が関係して
いの限りの善いもの」が自分自身にヒコトおものである)ヒコトを希こ、そ
して自分自身にヒコトの諸々の善いものを選び取る)ヒコトでなければならな」
(EN E1, 1129b5-6)。

(16) 「取ら興味の者」ヒコト「不公平な者」のほうがよいヒアリストテレスが
は「ねら語っていのわけではないが、次の説明を見ると、そのよなに理解す
る」ヒコトがやれるように思われる。「つかしより小さく悪も或る意味では善い

ものであると既ねれ、ヒコト取り過ぎ(pleonectria)が善いものについてで
あるといいヒのよな)ヒコト、彼(悪いものの場合により少ないものを選び取る
ヒコト)は取り過ぎの者であるよなに思われる。彼は不公平なのである。ヒコト
のむなれ「[不公平な]」ヒコト語は「善いものの場合により多くのものを
選び取る」ヒコト、悪いものの場合により少ないものを選び取る)ヒコトの両方を)
選び取る」ヒコト、悪いものの場合により少ないものを選び取る)ヒコトの両方を)
包含す「その両方に」共通のものだからである」(EN E1, 1129b8-11)。

(17) 例えば「欲望(epithumia)のよなにお金を払う(prostithēis)「姦通」、
損をする」(EN E2, 1130a25) ような人ば、「取ら過ぎの財産はむ
しろ不節制な者(akolastos)」おなよなに思われ」(a26) ヒコト説明されて
こな。

(18) 例えば「利益を得る(kerdainein)ためには通す、「ヒの結果」お金を儲
け(praslaambamōn)」(EN E2, 1130a24-25) もな人は、「不公平な者〔取
り過める者〕」おなヒ不節制な者ではなこよなに思われる」(a27) ヒコト説明
されてこな。

(19) ヒの例が配分的正義の例としてヒコトやわしこかめんかこなヒの問題があ
が(Hardie (1968) pp.191-192)、配分的正義の説明ヒコトは役立ヒので例と
して挙げた。

(20) 配分されるのがギリス共同体の公共財である)ヒコト、「共通のもの)の
配分における出しこじ(*to...diamētikon dikaiōn tōn koinōn*)」(EN E4,
1131b27-28) ヒコト、「共通の財産から(apo chrematōn koinōn)配分
(diamētē)が生じ」(b29-30) ヒコト、「国庫を共有する人々に(tais
koinōn tēs politias) おこなれうる」(EN E2, 1130b32) といヒた表現
から読み取る)ヒコトがやれる。配分されるのは、第5巻第2章において明か
かにわれていたよう)ヒコト、名譽、財産、安全などである。名譽は関連する)ヒコト、
政治学」第3巻第12—13章における政治上の名譽である官職(archē)の
配分が問題にわれてこな。

(21) アリストトロンベゼーのよなに比例関係を、数学者たちの呼び方に倣って、
「幾何学的(geometrikē) 比例関係」ヒコト。(EN E3, 1131b12-13)。

(22) アリストトロンベゼーも第5巻第1章における)ヒコトを次のように論めて
いる。「[公正としての] 正義は或る中庸(mesotēs tis)であるが、他の諸々
の徳と同じ仕方でそうであるのではない。むつに「(公正としての)正義は」中
間にかかる〔比例関係にある〕がゆえ」(hoti mesou estin)「或る中庸な
ものである」と既ねれ、ヒコト取り過ぎ(pleonectria)が善いものについてで
あるといいヒのよな)ヒコト、